

2号認定・3号認定の保育料基準額表

- 1 階層区分は、父母の市町村民税課税額の合算額で算定します。ただし、年収が120万円以下の場合、同居の祖父母等家計の主宰者の市町村民税課税額で算定します。
- 2 保育料判定に係る書類の不足等により市町村民税等が確認できない場合は、最も高い階層で決定します。書類の提出等により市町村民税課税額等が確認でき次第、保育料を更正します。
- 3 年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。年度途中で誕生日を迎えても年齢区分に変更はありません。
- 4 【D7-1～D13階層のみ】第2子以降のお子さんについては、保育料が軽減されます（多子軽減）。入所児童と世帯を同じくする兄弟（年齢制限なし）を年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と位置づけます。これにより第2子と位置付けられたお子さんの保育料は基準額の概ね半額に、第3子と位置付けられたお子さんの保育料は0円となります。
- 5 ひとり親世帯等の「等」とは、①身体・精神障害、療育手帳所持世帯②特別児童手当、障害基礎年金受給者がいる世帯となります。

階層区分		多子の順	利用者負担額(月額:円)						
			保育標準時間			保育短時間			
			3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)	3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割課税額 8,700円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
D2	市民税所得割課税額 8,700円～48,600円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
D3	市民税所得割課税額 48,600円～53,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
D4	市民税所得割課税額 53,000円～73,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
D5	市民税所得割課税額 73,000円～97,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
D6	市民税所得割課税額 97,000円～115,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0	0
D7-1	市民税所得割課税額 115,000円～135,600円未満の世帯	第1子	0	35,400	0	0	34,900	0	
		第2子	0	17,700	0	0	17,400	0	
D7-2	市民税所得割課税額 135,600円～169,000円未満の世帯	第1子	0	35,400	35,400	0	34,900	34,900	
		第2子	0	17,700	17,700	0	17,400	17,400	
D8	市民税所得割課税額 169,000円～229,000円未満の世帯	第1子	0	41,400	41,400	0	40,700	40,700	
		第2子	0	20,700	20,700	0	20,300	20,300	
D9	市民税所得割課税額 229,000円～268,000円未満の世帯	第1子	0	48,700	48,700	0	47,900	47,900	
		第2子	0	24,300	24,300	0	23,900	23,900	
D10	市民税所得割課税額 268,000円～301,000円未満の世帯	第1子	0	53,700	53,700	0	52,900	52,900	
		第2子	0	26,800	26,800	0	26,400	26,400	
D11	市民税所得割課税額 301,000円～322,000円未満の世帯	第1子	0	58,700	58,700	0	57,800	57,800	
		第2子	0	29,300	29,300	0	28,900	28,900	
D12	市民税所得割課税額 322,000円～343,000円未満の世帯	第1子	0	60,000	60,000	0	59,100	59,100	
		第2子	0	30,000	30,000	0	29,500	29,500	
D13	市民税所得割課税額 343,000円以上の世帯	第1子	0	61,500	61,500	0	60,500	60,500	
		第2子	0	30,700	30,700	0	30,200	30,200	